

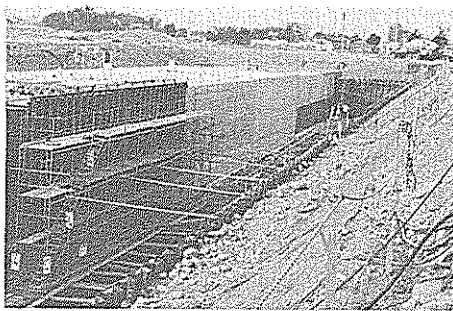
民家防音工事は458戸が対象に

工事は今年の夏ごろから 運輸省、騒音区域を発表

五十八年秋のジェット機就航を目指す「高知空港拡張整備事業」は、秋田川の暗きよ工事がほぼ完了、さらに県道前浜―土佐山田線の地下道工事、二千坪の新滑走路の造成工事などが着々と進められ、周辺は日ごとにその姿を変えつつあります。

空港整備事業で、残された大きな課題であり、市民の関心も高い「民家防音工事」に係る騒音区域指定が、三月三十日（運輸省告示）航空機騒音防止法に基づいて行われ、空港拡張事業は新たな局面を迎えました。

民家防音工事は、これまでにYS機対策としての工事が行われていますが、今回発表された区域指



秋田川暗きよ工事現場
(昭57年1月ごろ)

定の線引き（コンター図）を見ると、民家防音工事の対象となる第一種区域（WECPNL（荷重等価実効騒音レベル）75以上が四百四十七戸、民家防音工事と移転補償の対象となる第二種区域（90以上が二戸、民家防音工事と移転補償および緩衝緑地造成事業の対象となる第三種区域）同95以上が九戸となっており、全体で四百五十八戸となっています。

民家防音工事は、ジェット機就航までに完了する手はずで、五十七、八年度の二カ年で進められ、具体的には、冷暖房設備や窓枠、天井などの改造（ランク付けで多少工事内容が異なる）が行われます。

また、今回のコンター図発表に先がけて、香長中、太篠小では五十六年度から防音のための改築・改造工事が進められていますが、今年度も引き続き工事が行われます。

五十八年秋には果して「一番機」が飛べるか―切符がとれやすくなっても、騒音の「おみやげ」が残るのでは市民にとってはなんともやり切れないことで、今年の夏から始まる民家防音工事の進み具合が、新空港開港に大きく影響しそうです。



騒音区域の指定を受けた空港周辺を望む（吾岡山から）